倒産・再生法制研究奨励金事業の運営についての内規　　**資料②**

倒産・再生法制奨励金事業は、次のような規則及び指針に従って行います。

Ⅰ [担当運営委員規則]

第１条　倒産・再生法制奨励金事業を遂行するために、理事又は評議員から担当運営委員１名をおく。

２　担当運営委員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

３　担当運営委員の任期は２年とする。

第 2 条　担当運営委員は理事長に事業計画及び予算書を提出し、理事会の同意をえるものとする。

第 3 条　担当運営委員は理事長に事業報告及び収支決算報告を提出し、理事会の承認をえるものとする。

第 4 条　担当運営委員は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象の決定について定款 49 条により選考委員会を設置し４項にある選考委員会規程の選考委員会規則を準用し（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）意見を諮問するものとする。

第 5 条　担当運営委員は、論文に対する賞の決定、国際会議開催の支援の決定、研究助成の対象を決定し、それらを理事会に報告する。

２　担当運営委員は、懸賞論文、国際会議開催、研究助成、講演会の開催、その他必要と認められた事業についての結果を事業報告として基金報に掲載するものとする。

３　担当運営委員は前 2 項に掲げる職務のほか、理事長の委嘱する職務を行うものとする。

Ⅱ　倒産・再生法制研究奨励金の事業の指針

当倒産・再生法制研究奨励金の事業はおおむね次のような指針に従って行います。

(1)　倒産・再生法制研究に関する研究論文に賞を出すものとする。

(2)　倒産・再生法制研究に関する国際会議の開催を援助するものとする。

(3)　倒産・再生法制研究に関する講演会の開催を援助するものとする。

(4)　その他、倒産・再生法制研究に関する必要と判断される事業について援助するものとする。

上記（１）懸賞論文について

１　論文募集方法・選定基準・受賞の公表

ａ）公募

受賞対象は、関係分野に関する雑誌等を通じて公募し、且つ広く大学にも募集を通知する。もしくは研究論文として発表されたものの中から選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）が推薦するものとする。受賞対象は、学生（学部学生・大学院生・法科大学院生）を含む一般人とする。

ｂ）選定基準

再開される倒産・再生法制研究奨励金事業の趣旨に沿い、賞に値する論文であるか否かを審査するための選考委員会（通称トリプルアイ高木賞選考委員会）を置き、審査の結果を担当運営委員に報告するものとする。

ｃ）受賞の公表

受賞者については、基金報に公表するものとする。

上記（２）倒産・再生法制研究についての国際会議が開催される場合、理事会の了承を得、これを援助するものとする。

上記（３）については講演会開催に当該テーマにかかる演題がある場合、これを援助するものとする。

上記（４）については、理事長の要請により理事会の承認を得て実施するものとする。

附　則

第 1 条の規定にかかわらず、この倒産・再生法制研究奨励金の担当運営委員及び選考委員は次のとおりとし、その任期は令和 3 年 6 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までとする。

倒産・再生法制研究奨励金担当運営委員	理事　松澤三男
倒産・再生法制研究奨励金論文選考委員会委員	岡　伸浩（弁護士）
	江藤真理子（弁護士）
	垣内秀介（東京大学教授）
	笠井正俊（京都大学教授）
	佐藤鉄男（中央大学教授）
	高田賢治（慶應義塾大学教授）
	藤本利一（大阪大学教授）
	松下淳一（東京大学教授）
	松村昌人（弁護士）
	水元宏典（一橋大学教授）

山本　研（早稲田大学教授）

この規程は、令和３年６月１日から施行する。
公益財団法人民事紛争処理研究基金の倒産・再生法制研究奨励金事業の運営についての内規（平成25年７月１日制定）は、廃止する。